



目次

規 則	ページ
◎高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○私立各種学校の廃止の認可 (私学・大学支援課)	4
○第11次高知県鳥獣保護事業計画の定め (鳥獣対策課)	4
○第3期高知県特定鳥獣 (イノシシ) 保護管理計画の定め (")	4
○第3期高知県特定鳥獣 (ニホンジカ) 保護管理計画の定め (")	4
○特定鳥獣の狩猟期間の延長 (2件) (")	5
○特定鳥獣の捕獲等の数の制限の一部解除 (")	5
○特定鳥獣の捕獲等の禁止猟法の一部解除 (2件) (")	5
○2年以内に事業が執行される予定の道路の指定 (建築指導課)	6
○建築基準法による道の指定 (")	6
公 告	
○争議の予告 (2件) (雇用労働政策課)	6
	〈3・15揭示〉
○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)	6
○土地改良区の清算人の就職 (")	6
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示 (その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定) の一部改正 (3・26揭示)	7
その他	
○公営住宅法に基づく県営住宅等の管理の代行 (住 宅 課)	7

規 則

高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第36号

高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則 (昭和24年高知県規則第41号) の一部を次のように改正する。

第1条中「第1条」を「第2条」に、「に定める」を「による」に改める。

第5条第1号中「ガラスびん」を「ガラス瓶」に改め、同条第3号中「細菌検査用採水びん」を「細菌検査用採水瓶」に改める。

第8条第1項中「試験済」を「試験済み」に改める。
別表第1の1の項中「320円」を「400円」に、「2,400円」を「3,040円」に、

「	<table border="1"> <tr><td>1 件につき</td><td>1,120円</td></tr> <tr><td>1 件につき</td><td>1,440円</td></tr> </table>	1 件につき	1,120円	1 件につき	1,440円	を	「	<table border="1"> <tr><td>1 件につき</td><td>1,360円</td></tr> <tr><td>1 件につき</td><td>1,760円</td></tr> </table>	1 件につき	1,360円	1 件につき	1,760円	」
1 件につき	1,120円												
1 件につき	1,440円												
1 件につき	1,360円												
1 件につき	1,760円												

に、「1,840円」を「2,240円」に、

「	<table border="1"> <tr><td>1 件につき</td><td>1,120円</td></tr> <tr><td>1 件につき</td><td>1,120円</td></tr> <tr><td>1 件につき</td><td>1,040円</td></tr> <tr><td>1 件につき</td><td>1,200円</td></tr> </table>	1 件につき	1,120円	1 件につき	1,120円	1 件につき	1,040円	1 件につき	1,200円	を	「	<table border="1"> <tr><td>1 件につき</td><td>1,280円</td></tr> <tr><td>1 件につき</td><td>1,280円</td></tr> <tr><td>1 件につき</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>1 件につき</td><td>1,520円</td></tr> </table>	1 件につき	1,280円	1 件につき	1,280円	1 件につき	1,200円	1 件につき	1,520円	」
1 件につき	1,120円																				
1 件につき	1,120円																				
1 件につき	1,040円																				
1 件につき	1,200円																				
1 件につき	1,280円																				
1 件につき	1,280円																				
1 件につき	1,200円																				
1 件につき	1,520円																				

に、「960円」を「1,120円」に、「640円」を「630円」に、「210円」を「200円」に改め、同表6の項中「がん具」を「玩具」に改め、同表備考中「必要と」を「必要があると」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第1条関係）

細菌、血清等検査依頼書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div>			
高知県衛生研究所長 高知県 保健所長 様 高知県食肉衛生検査所長			
依頼者 住所 氏名 ㊞ 電話番号 （法人の場合は、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名）			
次の材料により検査を依頼します。			
材料の種類	ふん便・尿・血液・血清・ <small>かくたん</small> 喀痰・脳脊髄液・胃液・その他（ ）		
検査の目的			
被検査の区分	一般 ・ 妊婦		
被検者の氏名			
手数料等の額	円		
高知県収入証紙貼り付け箇所			
※ 受付年月日	年 月 日	※ 受付番号	第 号

注 ※印欄は、記入しないでください。

第2号様式（第1条関係）

食品、添加物等試験依頼書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div>			
高知県衛生研究所長 高知県 保健所長 様 高知県食肉衛生検査所長			
依頼者 住所 氏名 ㊞ 電話番号 （法人の場合は、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名）			
次の材料により試験を依頼します。			
品目及び数量			
試験の目的			
手数料等の額	円		
高知県収入証紙貼り付け箇所			
※ 受付年月日	年 月 日	※ 受付番号	第 号

注 ※印欄は、記入しないでください。

第3号様式（第1条関係）

環境、薬品、家庭用品等試験依頼書			
年 月 日			
高知県衛生研究所長 高知県 保健所長 様 高知県食肉衛生検査所長			
依頼者 住所			
氏名		㊞	
電話番号			
（法人の場合は、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名）			
次の材料により試験を依頼します。			
品目及び数量			
試験の目的			
手数料等の額	円		
高知県収入証紙貼り付け箇所			
※ 受付年月日	年 月 日	※ 受付番号	第 号

注 ※印欄は、記入しないでください。

第4号様式（第1条関係）

水質、鉱泉等試験依頼書			
年 月 日			
高知県衛生研究所長 高知県 保健所長 様 高知県食肉衛生検査所長			
依頼者 住所			
氏名		㊞	
電話番号			
（法人の場合は、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名）			
次の材料により試験を依頼します。			
材料の種類	水道水・井戸水・河川水・し尿放流水・鉱泉・原料用水・下水・特殊 下水・浴場水・プール水・その他（ ）		
試験の目的			
手数料等の額	円		
高知県収入証紙貼り付け箇所			
※ 受付年月日	年 月 日	※ 受付番号	第 号

注 ※印欄は、記入しないでください。

第5号様式（第3条関係）

衛生試験等手数料等減額（免除）申請書

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名 ④
電話番号

高知県衛生試験等手数料等徴収条例第3条の規定に基づき衛生試験等手数料等の減額（免除）を受けたいので、高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則第3条の規定により次のとおり申請します。

減額又は免除の別	減額 ・ 免除
手数料等の種別	
減額又は免除を受けようとする理由	

証明者欄

上記の者は、生活困窮者であり、高知県衛生研究所等が行う試験等の手数料等の減額（免除）を受けることが適当であると認めます。

年 月 日

長 ④

注 居住地の市町村長又は居住地を管轄する福祉事務所長の証明を受けてください。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

告 示

高知県告示第239号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第2項において読み替えて準用する同法第4条第1項の規定により、私立各種学校の廃止を次のとおり認可した。

平成24年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

学校名	設置者名	認可年月日
コレンス学院	財団法人コレンス洋裁女学院	平成24年3月31日

高知県告示第240号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定により平成24年4月1日から平成29年3月31日までの第11次高知県鳥獣保護事業計画を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成24年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県文化生活部鳥獣対策課（平成24年4月1日以降は、高知県産業振興推進部鳥獣対策課）に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第241号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定に基づき第3期高知県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画を次のとおり定めたので、同条第8項において準用する同法第4条第5項の規定により告示する。

平成24年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県文化生活部鳥獣対策課（平成24年4月1日以降は、高知県産業振興推進部鳥獣対策課）に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第242号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88

号) 第7条第1項の規定に基づき第3期高知県特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画を次のとおり定めたので、同条第8項において準用する同法第4条第5項の規定により告示する。

平成24年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県文化生
活部鳥獣対策課（平成24年4月1日以降は、高知県産業振興推進部
鳥獣対策課）に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第243号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第2項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣の狩猟期間を延長する。

平成24年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

特定鳥獣の種類	狩猟期間を延長する区域	狩猟期間を延長する期間
イノシシ	高知県全域	第3期高知県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画の期間（平成24年4月1日から平成29年3月31日まで）内において、毎年2月16日から3月15日まで

高知県告示第244号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第2項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣の狩猟期間を延長する。

平成24年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

特定鳥獣の種類	狩猟期間を延長する区域	狩猟期間を延長する期間
ニホンジカ	高知県全域	第3期高知県特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画の

		期間（平成24年4月1日から平成29年3月31日まで）内において、毎年2月16日から3月15日まで
--	--	---

高知県告示第245号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定に基づき、特定鳥獣に関し行う同法第12条第1項第2号の規定による捕獲等の数の制限の一部を次のとおり解除する。

平成24年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

特定鳥獣の種類	捕獲等の数の制限の一部解除を行う区域	一部解除を行う期間	一部解除後の数の制限の内容
ニホンジカ	高知県全域	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで	1人1日当たりの捕獲数の制限を解除する。

高知県告示第246号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定に基づき、特定鳥獣に関し行う同法第12条第1項第3号の規定による捕獲等の禁止猟法の一部を次のとおり解除する。

平成24年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

特定鳥獣の種類	捕獲等の数の制限の一部解除を行う区域	一部解除を行う期間	一部解除を行う禁止猟法の内容
イノシシ	高知県全域。ただし、長岡郡大豊町所在の嶺北森林管理署管轄区域の国有林57林班から68林班まで及び117	平成24年4月1日から平成29年3月	輪の直径が12センチメートルを超え

	林班並びに香美市所在の高知中部森林管理署管轄区域の国有林2林班から42林班まで、48林班から68林班まで、72林班及び91林班の区域並びにこれらの区域に介在する民有地並びに香美市物部町別府の高知中部森林管理署管轄区域の国有林56林班と徳島県との県境との接点（国有林標柱1号）を起点とし、同所から同県境を南進し国有林65林班との接点（国有林標柱105号）に至り、同所から同林班の境界を西進し同林班の国有林標柱197号に至り、同所から国道195号に隣接した高知県管永瀬ダム管轄の別府雨量観測所とを結ぶ線を北進し同観測所に至り、同所から国有林56林班の国有林標柱800号とを結ぶ線を北進し同標柱に至り、同所から同林班の境界を北東進して起点に達する線に囲まれた区域を除く。	31日まで	るくくりわな
--	--	-------	--------

高知県告示第247号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定に基づき、特定鳥獣に関し行う同法第12条第1項第3号の規定による捕獲等の禁止猟法の一部を次のとおり解除する。

平成24年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

特定鳥獣の種類	捕獲等の数の制限の一部解除を行う区域	一部解除を行う期間	一部解除を行う禁止猟法の内容
ニホンジカ	高知県全域。ただし、長岡郡大豊町所在の嶺北森林管理署管轄区域の国有林57林班から68林班まで及び117	平成24年4月1日から平成29年3月	輪の直径が12センチメートルを超え

林班並びに香美市所在の高知中部森林管理署管轄区域の国有林2林班から42林班まで、48林班から68林班まで、72林班及び91林班の区域並びにこれらの区域に介在する民有地並びに香美市物部町別府の高知中部森林管理署管轄区域の国有林56林班と徳島県との県境との接点(国有林標柱1号)を起点とし、同所から同県境を南進し国有林65林班との接点(国有林標柱105号)に至り、同所から同林班の境界を西進し同林班の国有林標柱197号に至り、同所から国道195号に隣接した高知県営永瀬ダム管轄の別府雨量観測所とを結ぶ線上を北進し同観測所に至り、同所から国有林56林班の国有林標柱800号とを結ぶ線上を北進し同標柱に至り、同所から同林班の境界を北東進して起点に達する線に囲まれた区域を除く。

31日まで

るくくり
わな

平成24年3月31日
高知県知事 尾崎 正直
香南市野市町新宮宇宮屋敷17番8地先から大谷宇馬場添1148番4に至る延長31メートルの道

公 告

平成24年3月14日付けをもって高知県厚生連労働組合執行委員長清遠由美子から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成24年3月15日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

1 事件

- (1) 賃金について
- (2) 年度末手当について
- (3) その他の要求について

2 日時

平成24年3月25日午前零時以降、要求貫徹までの連日又は小期間にわたる期間

3 場所

高知県厚生連の全職場又は一部の職場

4 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為を行う。

平成24年3月14日付けをもって厚生年金高知リハビリテーション病院内健保労組高知病院支部支部長熊澤幸子から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成24年3月15日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

1 事件

- (1) 賃金要求について
- (2) 増員要求について
- (3) 諸手当要求について
- (4) その他の要求について

2 日時

平成24年3月25日午前零時以降、本問題の要求解決に至るまでの期間

3 場所

厚生年金高知リハビリテーション病院施設の全職場及び敷地

4 争議行為の概要

3の場所の全体又は部分的に、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員は配慮する。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、夜須町長田土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成24年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
理事	小松 一浩	香南市夜須町手結山896
〃	古井 博	〃 〃 〃 67
〃	佐竹 弘行	〃 〃 〃 362
〃	小松 由勇	〃 〃 〃 879
〃	宗圓 福夫	〃 〃 〃 915
〃	伊野 淳一	〃 〃 〃 400-1

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、夜須町長田土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

平成24年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

氏名	住 所
小松 一浩	香南市夜須町手結山896
古井 博	〃 〃 〃 67
佐竹 弘行	〃 〃 〃 362
小松 由勇	〃 〃 〃 879
宗圓 福夫	〃 〃 〃 915
伊野 淳一	〃 〃 〃 400-1

高知県告示第248号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、道路法(昭和27年法律第180号)による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

平成24年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市宝永町 431番9	安芸市宝永町 431番9	6.0	51.5

高知県告示第249号

次の道を建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定により指定する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第15号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年3月26日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

2 老人ホームの表中

「 幡多広域市町村圏組合立特別養護老人ホーム大月荘	幡多郡大月町鉾土605番地3 」
------------------------------	---------------------

を

「 大月町立特別養護老人ホーム大月荘	幡多郡大月町鉾土604番地7 」
-----------------------	---------------------

に改める。

3 身体障害者支援施設の表中「身体障害者療護施設太陽の家」を「障害者支援施設太陽の家」に、「身体障害者療護施設栲原みどりの家」を「障害者支援施設栲原みどりの家」に改める。

そ の 他

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定に基づき高知県に代わって県営住宅（高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第3号）第2条第3号に規定する従前居住者用住宅を除く。）及び共同施設（同条第4号に規定する従前居住者用住宅に係る共同施設と同等と認められる施設を除く。）（以下「県営住宅等」という。）の管理を行うこととなったので、同法第47条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年3月31日

高知県住宅供給公社理事長 奴田原 稔

- 1 高知県に代わって県営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称
高知県住宅供給公社
- 2 高知県住宅供給公社が高知県に代わって管理を行う県営住宅等の名称

団地名	位置
鏡水	高知市上町四丁目
大津	高知市大津
若草町	高知市若草町
若草南	高知市若草南町
介良	高知市介良
船岡	高知市神田
小高坂三の丸	高知市平和町
宇治	吾川郡いの町
長浜馬場の西	高知市長浜
柳ノ内	室戸市室津
行当	室戸市元
土佐山田	香美市土佐山田町

鏡川	高知市鴨部一丁目
潮江	高知市小石木町
船岡南	高知市神田
桜ヶ丘	安芸市桜ヶ丘町
沖田	高知市朝倉
別所山	香南市赤岡町
日高	高岡郡日高村
元	室戸市元
十津南	高知市十津五丁目
春野	高知市春野町内ノ谷
天神南	安芸郡奈半利町
鏡野	香美市土佐山田町神母ノ木
窪川	高岡郡四万十町
奈半利	安芸郡奈半利町
佐喜浜	室戸市佐喜浜町
蒲原	南国市岡豊町蒲原
赤岡	香南市赤岡町
安芸東	安芸市川北
野根	安芸郡東洋町
横浜	高知市横浜新町二丁目
田野	安芸郡田野町
南国	南国市小籠二丁目
中村	四万十市中村丸の内

桜川	須崎市押岡
吉川	香南市吉川町吉原
土佐	土佐市蓮池
清水	土佐清水市幸町
赤岡東	香南市赤岡町
十市	南国市緑ヶ丘一丁目
佐川	高岡郡佐川町
日高東	高岡郡日高村
宿毛	宿毛市平田町
宝永	安芸市宝永町
中村北	四万十市安並
鴨部	高知市鴨部二丁目
奈半利東	安芸郡奈半利町
佐賀	幡多郡黒潮町
本山	長岡郡本山町
横浜第二	高知市横浜新町一丁目
田野西	安芸郡田野町
土佐南	土佐市蓮池
吉川西	香南市吉川町吉原
羽根	室戸市羽根町
野根第二	安芸郡東洋町
大方	幡多郡黒潮町

菜生	室戸市室戸岬町
竹島	高知市南竹島町
朝倉	高知市朝倉本町一丁目
羽根第二	室戸市羽根町

- 3 高知県住宅供給公社が高知県に代わって行う県営住宅等の管理の内容
 (1) 公営住宅法第47条第3項各号（第4号、第6号及び第7号を除く。）に掲げる業務
 (2) 県営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに(1)に掲げる業務に付随する業務
- 4 高知県住宅供給公社が高知県に代わって県営住宅等の管理を行う期間
 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで